# 奥州湖交流館 指定管理者募集要項

令和7年10月 奥州市商工観光部 アクティビティ推進室

# 目 次

1	指定管理者	š募集の概要····································	1
2	対象施設 <i>0</i>	D概要······	1
3	指定管理者	るが管理する施設の管理運営形態等······	1
4	指定期間·		6
5	応募資格·		6
6	指定管理に	こ関する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	指定管理者	音の審査・選定・指定の方法⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	8
8	協定書の紹	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
9	指定までの	)スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10	応募手続等	等····································	0
11	問い合わせ	せ先及び書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
〔参	考資料1〕	指定管理者指定申請に係る提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
〔参	考資料2〕	奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、 同条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
「多	*老資料3〕	鬼州湖交流館条例 同条例施行規則····································	7

#### 1 指定管理者募集の概要

奥州湖交流館の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成18年奥州市条例第91号)及び奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成18年奥州市規則第67号)

【参考資料2】並びに奥州湖交流館条例(平成26奥州市条例第1号。以下「条例」という。)及び奥州湖交流館条例施行規則(平成26年奥州市規則第5号。以下「施行規則」という。)【参考資料3】の規定に基づき、奥州湖交流館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項のほか、詳細については、奥州湖交流館指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)によるものとします。

#### 2 対象施設の概要

(1) 名 称

奥州湖交流館

(2) 所在地

奥州市胆沢若柳字馬留81番地1

(3) 設置目的

奥州湖周辺エリアの観光及びスポーツの振興を図るとともに、市民等の体験活動、交流及 び健康増進の場を提供し、もって地域の活性化をを図る。

(4) 開設時期

平成27年4年1月

(5) 建物の構造

物件(1)

帯 造:鉄骨平屋建(旧胆沢ダム学習館、旧胆沢ダム建設ステーション)

延床面積:888.22㎡ 1棟

施設内容:1階 事務室、会議室、トレーニングルーム、更衣室、シャワー室等

物件②

構 造:軽量鉄骨平屋建(旧水質検査室)

延床面積:34.70m2 1棟

施設内容:1階 旧水質検査室

物件③

構 造:鉄骨平屋建(旧胆沢ダムCMステーション)

延床面積: 237.39㎡ 1棟 施設内容: 事務室、車庫等

敷地面積:9,389.00㎡(地番:81番1、85番、86番2)

管理区域の詳細は、「公図」を参照のこと。

(6) 施設の内容

施設の内容その他詳細は、別紙「奥州湖交流館概要書」を参照願います。

#### 3 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(1) 管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料及び利用料金制の導入による利用料金により、管理運営していただきます。

#### ア 利用料金制とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としていますが、利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用料金の額を、条例に定められた額の範囲内で、市長の承認を受けて指定 管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入 として受け取り、施設の運営に充てることになります。

#### イ 利用料金等の設定について

利用料金は、条例第9条第2項に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て 決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただ きます。

#### ウ 利用料金の減免について

利用料金の減免については、施行規則第6条を適用していただきます。

エ 利用料金の返還について

利用料金の返還については、施行規則第7条を適用していただきます。

#### (2) 管理基準

#### ア 休館日

条例第4条に規定するとおりとします。ただし、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは市長の許可を得たうえで休館日に開館することができます。

#### イ 開館時間

条例第5条に規定するとおりとします。ただし、指定管理者が、市民サービスの向上、 利用者の利便性の向上に有効と判断するときは市長の許可を得たうえで開館時間を変 更し、又はアの休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができます。

#### ウ 使用の許可等

条例第6条に規定するとおりとします。 (詳細は、仕様書に定めるとおり。)

#### エ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、奥州市個人情報保護条例(平成18年奥州市条例第26号)及び奥州市長が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年奥州市規則第26号)に基づき取扱いに十分注意し、職員に周知徹底を図ってください。それ以外のものについては、奥州市情報公開条例(平成18年奥州市条例第17号)及び奥州市長が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成18年奥州市規則第17号)に基づき積極的に情報公開に努めてください。なお、個人情報等の漏えい等の行為には、奥州市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

#### オ 目的外使用の基準

今回募集する施設は、市の財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。ただし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、速やかに奥州市アクティビティ推進室へ引き継いでください。

指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得てください。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、奥州市アクティビティ推進室と協議してください。

- ・ 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合において、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- ・ 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図る等の理由により、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売、自らの広告物掲示等を行うとき。
- ・ 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し施設を使用するとき。

#### カ 緊急時の対応について

施設の管理保全に努め、被害の拡大防止を図るとともに、開館時間内においては、 施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めてください。(詳細は、仕様書に定めると おり。)

なお、本施設は、奥州市地域防災計画において第2次収容避難所の指定を受けています。避難所の運営については、別途締結する協定に基づき行うものとします。

#### キ 環境への配慮について

省エネルギー、リサイクルに配慮した環境にやさしい運営に努めてください。

#### クその他

公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに市民サービスの向上に努めてください。

法、条例、施行規則及び関係法令を遵守し、適切な管理に努めてください。

(3) 指定管理者に代行させる業務等の範囲

条例第14条に規定する業務とします。(詳細は、仕様書に定めるとおり。)

(4) 業務の推進体制

#### ア 勤務形態

各職員の勤務形態は、全体の業務に支障が生じないような勤務時間を設定するとと もに、利用者の要望に応えられるものとすること(開館時間中は、原則として常時2 名以上の体制をとること。)。

#### イ 人員体制

- (ア) 各業務を適切に遂行するため、必要な人員を配置すること。
- (4) 統括管理責任者は、本施設の管理運営に必要な知識・経験・力量を有する者を配置すること。
- (ウ) 施設及び設備の管理担当者は、当該業務に精通した者を配置すること。
- (エ) 消防法に基づく甲種防火管理者、防災管理者の資格、自衛消防組織の統括管理者の 資格を有する者及び建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有す る者を配置すること。また、本施設の管理運営業務に関わる法令、条例等で求められ る資格を有する者を配置し、その従事者に対して専門的な知識や技能の向上等の人材 研修を行うこと。

#### (5) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供すること

はできません。

#### (6) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市長の承認を得なければなりません。また、再委託に当たっては、競争原理や透明性の確保を図ってください。

(7) 企画提案事業(自らの負担で行う自主事業を除く、施設設置目的に合致する事業)

#### ア 非指定管理業務

民間の持つノウハウ、企画力を最大限活用し、施設の設置目的を最大限達成するとともに、採算性も考慮した事業を提案してください。事業の経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入についても指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合は、市はこれを補填しません。

#### イ 指定管理業務

市の指定する指定管理業務においても、利用者サービスの向上や経費の削減が更に見込まれる事業について、積極的に企画提案を行ってください。

#### (8) リスク分担に対する方針

協定の締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。 これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示 したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

リットの八年	リスク項目	N on head of	リスク負担者	
リスクの分類		リスクの内容	奥州市	指定管理者
募集要項	間が事権の知り	募集要項等市が作成した書類の内容に関するもの	0	
リスク	関係書類の誤り	申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの	С	
議会リスク	指定議案の否決	指定管理者の指定議案が否決された場合の対応	0	
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の新設や変更によ るもの	協議事項	
経済リスク	物価・金利の変動	物価変動、金利変動による経費の増加	協議事項	
事業中止	指定期間満了以 前の事業中止	市の指示によるもの	0	
リスク		指定管理者の事業放棄、破綻		0
	需要変動 • 施設競合	施設競合による利用者・収入の減少や、当初の 需要見込みと異なる状況となった場合		0
	施設・設備・備品等の損傷、修繕	経年劣化によるもの (大規模なもの) ※協定に定められた一定の額を超えるもの	0	
		経年劣化によるもの(上記以外のもの) ※協定に定められた一定の額以下のもの		0
		管理上の瑕疵による損傷等		0
維持管理		施設の構造上の瑕疵による損傷等	0	
リスク	行政的な理由に よる事業の変更	行政的理由から業務の全部若しくは一部を中止 した場合又は業務内容を変更した場合	0	
	業務の不履行	指定管理者による協定書及び仕様書等の内容の 不履行		0
	施設の臨時休館	管理上の瑕疵による臨時休館		0
		施設、設備等の不備や施設改修による臨時休館	0	
	セキュリティ	警備不備による情報の漏洩や犯罪発生等		0

		上記以外のもの	0	
	広報活動	市広報媒体への掲載(広報おうしゅう、HP等)		市へ依頼
		その他の広報活動		0
	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者 に損害を与えた場合		0
	ļ	上記以外の場合	0	
社会リスク	周辺地域、住 民、利用者への 対応	地域との協調		0
江去ノハノ		指定管理者業務内容、自主事業に対する地域、 住民、利用者等からの要望、苦情への対応		Ο
		施設設置に起因する住民等からの反対、苦情等へ の対応	0	
不可抗力		天災・暴動等による履行不能 ※不可抗力=暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、 火災、争乱、暴動、その他市や指定管理者の 責めに帰すことができない自然的又は人的な 現象	協議事項	
事業終了時の原状復帰		指定管理期間の終了又は期間途中における指定 管理者の責めによる指定取消しの場合の原状復 帰等の費用		0

#### (9) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、 又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- 関係法令、条例、施行規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- 関係法令、条例、施行規則又は協定書に違反したとき。
- 募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ・ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれが あるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。 (10) モニタリングの実施

#### ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定を取り消すことがあります。

#### (ア) 事業報告

毎年度終了後に当該公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出していただきます。また、その月ごとの運営状況を把握するための月次報告書を市に提出していただきます。必要に応じて、随時報告書を提出していただくことがあります。

#### (イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

#### (ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

#### (エ) 評価

本施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表することとします。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が奥州市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対し帳簿書類その他の記録を提出していただく等の協力を求める場合があります。

#### 4 指定期間

令和8年4月1日~令和11年3月31日までの3年間とします。

### 5 応募資格

- (1) 応募資格は次の要件を全て満たすものとします。
  - ア 指定期間中、当該施設を安定して管理運営できる団体(法人格の有無は問わず、任意の団体も可)であること。
  - イ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - ウ 当該施設を管理するに当たって資格や免許が必要な場合は、その資格等を有していること。
  - エ 法人その他の団体又はその代表者(以下「団体等」という。)が、次の事項に該当しないこと。
    - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4 第1項に規定する一般競争入札に参加できない団体等又は同条第2項各号のいずれ かに該当すると認められる団体等
    - (4) 本市から指名保留又は指名停止措置を受けている団体等
    - (ウ) 法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しから5年を経過していない団体等
    - (エ) 会社更生法 (平成14年法律第154号)、民事再生法 (平成11年法律第225号) 等の規 定に基づき更生又は再生手続を行っている団体等
    - (オ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする 団体等
    - (カ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体等
  - オ 法人その他の団体又はその代表者等(法人である場合にはその法人の役員又はその 支店若しくは営業所等(常時業務等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者 を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。) が、次の要件に該当しないこと。
    - (ア) 奥州市暴力団排除条例(平成27年奥州市条例第20号)第7条第1項に規定する暴力団関係者
    - (イ) 禁固以上の刑の執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから2 年を経過していないこと。
  - カ 直近3年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。(必要な措置の実

施については労働基準監督署に報告済みであること。)

- キ 施設の管理運営にあたり、次に掲げる条件を満たすことが可能な団体であること。
  - (ア) 地域の実情把握による円滑な管理運営
  - (イ) 緊急時における対応の迅速化
  - (ウ) 地域の活性化、雇用等の創出
- ク (仮称)アウトドア推進協議会に加入し、参画団体と連携すること。
- (2) 本市指定管理者の選定に当たっては、法第92条の2、法第142条、法第166条第2項、 法第180条の5第6項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項に 規定する兼業禁止の規定を準用させるものとします。
- (3) 指定管理開始前及び開始後において、資格を失効又は取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。
  - ※ 共同事業体(複数の法人・団体により構成する企業連合等)の場合の注意事項
    - ① 複数の法人・団体により構成する共同事業体も可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数の共同事業体へ参加することはできません。
    - ② 共同事業体で応募する場合は、代表する法人(以下「代表構成員」という。)を 定めていただきます。
    - ③ 法人格を持たない団体については、共同事業体の構成員となることはできますが 、代表構成員になることはできません。
    - ④ 上記(1)のア、イ、オ及びカ並びに(2)については、共同事業体の各構成員が全て満たすものとします。
    - ⑤ 上記(1)のウについては、共同事業体の構成員のいずれかが満たすものとします。
    - ⑥ 構成員が応募資格を喪失した場合、共同事業体としても応募資格を喪失したもの とします。
    - ⑦ 共同事業体は、やむをえない事由を除きその構成員を変更することができません
    - ⑧ 奥州市が代表構成員に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成員に対して行われたものとみなします。

#### 6 指定管理に関する経費(経費負担区分等の詳細は、仕様書に定めるとおり。)

指定管理者は、指定期間中の会計年度ごとに、市が支払う指定管理料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(1) 指定管理料の上限額(税込)

金63,469千円/3年(令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

金20,670千円/年(令和8年度上限額)

金21,084千円/年(令和9年度上限額)

金21,715千円/年(令和10年度上限額)

- ※ 上記金額積算における消費税率は、10%としています。
- (2) 指定管理料の支払方法
  - ア 指定管理者に支払う管理業務に係る指定管理料は、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で市と協議を行い、基本協定書で 定めるものとします。
  - イ 具体的な指定管理料の支払方法等については、年度当初に事業計画書及び収支計画

書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い 、会計年度毎に年度協定書にて定めるものとします。

#### (3) 指定管理料等の精算(取扱い)

当初収支予算の指定管理料、利用料金、指定事業収入、その他指定管理業務の実施に伴い見込まれる収入の精算(取扱い)については、下記のとおりとします。

- ア 経費の節減等経営努力により生み出された指定管理料の剰余金については、協定により精算すべきものと定めたものを除き、原則として精算を行わないものとし、指定 管理者の利益とします。
- イ 本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法若しくは、協議のうえ市の定める方法により指定管理料を還元させることができるものとします。
- ウ 利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、原 則として補填は行いません。
- エ 冬季臨時開館日数が計画日数に満たなかった場合にあっては、その人件費(給与、 社会保険料等、通勤手当)相当分を、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額す る方法若しくは、協議のうえ市の定める方法により指定管理料を還元するものとしま す。
- オ 電気料が年度協定で定めた額に満たなかった場合にあっては、その剰余金額を当該年 度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法若しくは、協議のうえ市の定める方法に より指定管理料を還元するものとします。
- (4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定 資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、詳細は、奥州市財務 部税務課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については水沢税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、岩手県県税部へお問い合わせください。

## 7 指定管理者の審査・選定・指定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設(以下、「施設」という。)は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

#### (2) 審査・指定方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを施設所管課等に おいて確認を行い、応募資格等に該当する応募者について、必要に応じてヒヤリング、プ レゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査し、指定管理者候補者の選定を行い ます。

審査は、8名以内で構成する奥州市指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。) において非公開で行います。

指定管理者候補者選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

#### (3) 指定管理者候補者選定基準

指定管理料に係る提案額が 6 (1) に定める上限額を超えないことと併せ、次の基準によるものとします。

- ア 利用者の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の効用が最大限に発揮されること。
- ウ 住民サービスの向上が図られること。
- エ 施設の設置目的に合致した適切な管理運営が行われること。
- オ 施設管理経費の縮減が図られること。
- カ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的又は物的能力を有すること。
- キ その他、施設の性質、目的等に応じて定める基準を満たしていること。

#### (4) 審查·指定結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、選定した候補者の氏名及び住所、応募者の名称(五十音順に記載)、審査点(点数順に記載。ただし、応募者が2者の場合、次点者の審査点は公表しない。)などの審査結果並びに指定結果については、市ホームページ等で公表します。

#### 8 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間における基本的な事項を包括的に定めた「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者が共同事業体となった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を 提出していただきます。

#### 9 指定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表・配布
  - ア 市ホームページへの公表

令和7年10月31日(金)から令和7年12月1日(月)まで

イ 市役所での配布

令和7年10月31日(金)から令和7年12月1日(月)までの平日午前9時から午後5時まで

配布場所:奥州市商工観光部アクティビティ推進室(奥州市役所本庁舎5階) 配布資料

- ① 本募集要項及び仕様書
- ② 奥州湖交流館概要書、施設平面図、指定管理区域図
- ③ 指定管理者指定申請書(規則様式)
- ④ 事業計画書(別紙1)
- ⑤ 自主事業計画書(別紙2)
- ⑥ 収支予算書(総括表)(別紙3-1)、収支予算内訳書(別紙3-2)
- ⑦ 団体等概要書(別紙4) (共同事業体の場合) (別紙4-1、4-2)
- ⑧ 申請団体役員名簿(別紙5)
- 9 誓約書 (別紙6)

#### (2) 質問受付期間

受付期間:令和7年10月31日(金)から令和7年11月19日(水)までの平日午前9時から 午後5時まで

受付方法:「奥州湖交流館指定管理者の応募に関する質問書(別紙8)」に質疑趣旨を簡潔にまとめて記入し、下記提出先まで持参又は郵送、電子メールのいずれかで、期間内に送付(郵送の場合は必着)してください。受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会(口頭、電話等)には回答いたしません。

なお、共同事業体で応募する場合は、代表団体がとりまとめのうえ、質疑してください。

回答方法:質問及び回答は、市のホームページ及びアクティビティ推進室で公表します。なお、回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなすものとします。

#### (3) 申請書受付期間

受付期間: 令和7年10月31日(金)から令和7年12月1日(月)までの平日午前9時から 午後5時まで

提出方法:申請書を提出される場合は、上記受付期間中にアクティビティ推進室へ直接持参してください。郵送、FAX、電子メール等による受付はいたしません。

#### (4) 審查·通知等

◆ 選定委員会開催(提案内容審査、プレゼンテーション等) 令和7年12月中旬頃

◆ 選定結果の通知・公表・指定管理者候補者との事前協議 令和8年1月

◆ 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程

▼ 印俄云、阳足战朱· 顶伤只型门沟以足战朱亿工住

◆ 基本協定書の締結

◆ 指定の通知

◆ 年度協定書の締結

◆ 事務引継ぎ・トレーニング

令和8年1月中旬頃~

令和8年2月上旬頃

令和8年2月中旬頃

令和8年2月下旬頃

令和8年3月中旬頃

17410 | 071 | 107

令和8年4月~6月

#### 10 応募手続等

- (1) 申請書類等の提出方法等
  - ・ 市のホームページ又は奥州市役所本庁舎5階商工観光部アクティビティ推進室で書類を入手し、アクティビティ推進室へ直接提出してください(郵送、FAX、電子メール等による送付、受付はいたしません)。
  - 応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

・ 応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請書受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費等の根幹に関わる内容の変更は、認めません。

なお、提出された文書については、情報公開の対象文書となりますので、情報公開 請求者の求めがあった場合には、奥州市情報公開条例及び奥州市長が保有する行政文 書の開示等に関する規則の規定に基づき公開することとなります。

(2) 提出書類

提出書類:【参考資料1】「指定管理者指定申請に係る提出書類一覧」のとおり。

提出部数:正本1部、副本9部

- ※ 応募により知り得た個人情報は、審査項目を確認する以外の目的で一切使用しません。
- (3) 応募に関する留意事項
  - ア 不当な接触の禁止

選定委員会委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本提案についての不当な接触(現場説明会・面接・応募に関する質問等の正当な行為を除く。)を禁じます。不当な接触の事実が認められた場合には、失格とします。

イ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、指定管理者指定申請に対する辞退届(別紙9)を提出してください。

オ 提出書類の著作権

奥州市が提示する設計図書等の著作権は奥州市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、必要と認めるときは、奥州市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

カ 資料等の目的外使用の禁止

奥州市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

キ 追加書類の提出

奥州市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

#### 11 問い合わせ先及び書類の提出先

奥州市商工観光部アクティビティ推進室

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

電 話:0197-34-1123 (直通)

FAX: 0197-24-1992

E-mail: activity@city.oshu.iwate.jp

担当者: 菅原、海津、朝倉

# 指定管理者指定申請に係る提出書類一覧

1	指定管理者指定申請書(奥州市公の施設に係る指 定管理者の指定手続に関する条例施行規則に定め る様式)	
2	事業計画書(別紙1)	
3	自主事業計画書(別紙2)	*企画提案事業を募集要項にて定めている場合は必ず提出願います。
4	収支予算書(兼指定管理料提案書)(別紙3-1) 収支予算内訳書(別紙3-2)	
_	団体等概要書(別紙4)	*パンフレット等があれば一緒に添付してください。
5	共同事業体構成員表(別紙4-1) 共同事業体構成員概要書(別紙4-2)	*共同事業体の場合 (概要書は構成員全て)
6	申請団体役員名簿(別紙5)	*共同事業体の場合は構成員全て
7	誓約書(別紙6)	*共同事業体の場合は構成員全て
8	申請書の提出日の属する事業年度の前年における 事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録 その他経営の状況を明らかにする書類	*前年の実績(法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類。)ただし、申請日の属する事業年度に設立された団体等にあっては、その設立時における財産目録(法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類。) *共同事業体の場合は構成員全て

- ※ 上記書類のほか、必要に応じて別途書類を追加提出いただく場合があります。
- ※ 指定された様式以外の書類の場合は、受理できませんので御注意ください。
- ※ 「質問書」については、別途、期限内に提出してください。

○奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成18年奥州市条例第91 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2 第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続に 関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

- 第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長等が特に必要と認めるときは、この限りでない。
  - (1) 指定管理者が管理を行う施設の名称及び所在地
  - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
  - (3) 指定管理者に管理を行わせる期間
  - (4) 申請の方法
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認める事項 (指定管理者の指定の申請)
- 第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類 を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。
  - (1) 申請を行う団体が申請の資格を有していることを証する書類
  - (2) 申請を行う団体の経営状況を説明する書類
  - (3) 施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(侯補者の選定)

- 第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体(申請の資格を有するものに限る。)について、次に掲げる選定の基準に照らして審査し、当該申請に係る施設の指定管理者の候補者(以下「侯補者」という。)を選定するものとする。
  - (1) 当該申請が、住民の平等な利用が確保されるものであること。
  - (2) 当該申請が、施設の効用を最大限に発揮できるものであり、住民サービスの向上を図ることができるものであること。
  - (3) 当該申請が、施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。
  - (4) 当該申請が、施設管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (5) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的又は物的能力を有していること又は確保する見込みがあること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質、目的等に応じて定める基準を満たしていること。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、前条の規定により侯補者として選定された団体について、法第244条の2 第6項に規定する議会の議決を得たときは、当該候補者として選定された団体を指定管理 者に指定するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項 (業務報告の聴取等)
- 第7条 市長等は、法第244条の2第10項の規定に基づき、施設の管理の適正を期するため、 指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて報告 を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第8条 市長等は、法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を 取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたと きは、その管理しなくなった施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければなら ない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の当該施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員及び職員並びにその管理する施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年水沢市条例第20号)、江刺市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成16年江刺市条例第41号)、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年前沢町条例第12号)、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年担沢町条例第22号)又は衣川村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年衣川村条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす

○奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成18年奥州市 規則第67号)

(趣旨)

第1条 この規則は、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成18年 奥州市条例第91号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(公募の方法)

- 第2条 条例第2条本文の規定による公募は、公告、市の広報紙への掲載、インターネット の利用その他広く住民及び団体に周知することのできる方法によって行うものとする。
- 2 条例第2条第5号の規定による市長等が特に必要と認める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 公の施設(以下「施設」という。)の概要
  - (2) 申請を受け付ける期間
  - (3) 条例第3条第1号から第3号までに掲げる書類等の内容
  - (4) 条例第4条各号に掲げる選定の基準
  - (5) 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項(利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。)

(申請の書類)

第3条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものと する。

(指定管理者選定委員会の設置)

- 第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者(以下「侯補者」という。) を選定するときは、指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するものと する。
- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第4条の規定により侯補者を選定したときは、申請を行った団体(以下「申請団体」という。)に対し、速やかに、その結果及び選定経過を通知しなければならない。

(再度の選定)

- 第6条 市長は、前条の規定による通知をした後、条例第4条の規定により選定した侯補者 を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じ たときは、申請団体(候補者を除く。)の中から委員会の選定結果で次順位となったもの を候補者として選定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により再度候補者を選定したときは、当該団体に対し、速やかに、その結果を通知しなければならない。

(協定の締結等)

- 第7条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を当該指 定管理者に通知するとともに、当該指定管理者と施設の管理に関する協定を締結しなけれ ばならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 施設の管理の業務に関する事項
  - (2) 利用料金に関する事項(第2条第2項第5号に規定する場合に限る。)
  - (3) 市が支払うべき施設の管理に係る費用に関する事項
  - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項の規定による事業報告に関する事項
  - (5) 法第244条の2第10項の規定による業務又は経理の状況に関する報告、調査又は指示に 関する事項
  - (6) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止 に関する事項

- (7) 指定管理者が施設の管理を行わなくなったときの当該施設又は設備の原状回復に関する事項
- (8) 指定管理者が施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときの市長の指示するところによる損害賠償に関する事項
- (9) 指定管理者が施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 指定管理者に、その名称、住所等の変更が生じたときの届出に関する事項
- (11)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (告示)
- 第8条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたとき、条例第8条の規定 により当該指定を取り消したときその他指定管理者に重要な変更があったときは、遅滞な く、その旨を告示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の水沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成17年水沢市規則第20号)、江刺市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成17年江刺市規則第3号)、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年前沢町規則第16号)、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成17年胆沢町規則第21号)又は衣川村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成17年衣川村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式(第3条関係) 略

#### ○奥州湖交流館条例

令和7年9月26日 条例第31号[o1]

(設置)

第1条 奥州湖周辺エリアの観光及びスポーツの振興を図るとともに、市民等の体験活動、交流及び健康増進の場を提供し、もって地域の活性化を図るため、奥州湖交流館(以下「交流館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奥州湖交流館	奥州市胆沢若柳字馬留81番地1

(交流館の管理)

- 第3条 交流館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 (休館日)
- 第4条 交流館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
  - (1) 4月1日から11月30日まで 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって、当該休日に最も近い土曜日、日曜日及び休日でない日
  - (2) 12月1日から翌年の3月31日まで 次のいずれかの日

ア 月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第5条 交流館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と 認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

- 第6条 交流館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた 事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、交流館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしてはな らない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流館の管理上適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第7条 市長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流館からの退去を命じることができる。
  - (1) この条例の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他の不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。
  - (3) 前条第2項の規定に基づく条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は、市長が交流館の管理上必要があると認める場合又は公益上やむを得ない必要が生じたと認める場合に準用する。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

- 第9条 市長は、交流館の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当 と認めるときは、指定管理者に交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定 管理者の収入として収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この 場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者が利用料金を収受する場合における前条の規定の適用については、同条中「別表に定める使用料」とあるのは、「指定管理者が定める利用料金」とする。

(使用料の減免)

第10条 市長(指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。)は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料(指定管理者が利用料金を収受する場合は、利用料金。次条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で 定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、施設及び設備の使用が終わったとき、又はその使用を停止されたとき、若 しくはその使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければなら ない。

(損害賠償等)

第13条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより、 原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認 めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務)

- 第14条 交流館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 第4条ただし書の規定に基づき、休館日を変更すること。
  - (2) 第5条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは その条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流館からの退去を命じること。
- (7) 第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。
- (10) 第12条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までの行為に関する基準を定めようとするときは、 あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするとき も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日条例第 17 号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 25 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月9日条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用されるこれらの条例に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る使用料について適用し、施行日前までに使用される公の施設に係る使用料については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に利用料金(同条第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を収受させることとしている公の施設において、施行日以後に使用される公の施設に係る利用料金の額が、改正後のそれぞれの条例の規定により指定管理者が定めることができる額の範囲を超えることとなるときは、当該利用料金の額は、改正後のそれぞれの条例の規定による額とする。

附 則(令和7年9月26日条例第31号) この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表(第8条、第9条関係)

使用区分		単位	基本使用料	付加使用料	
				冷房	暖房
会議室		1時間当たり	400 円	200 円	200 円
トレーニン	児童及び生徒	1人につき	110 円		
グエリア		1日当たり			
	一般	1人につき	330 円		
		1日当たり			

#### 備考

- 1 会議室の使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 「トレーニングエリア」とは、トレーニングルーム、更衣室及びシャワールームをい う。
- 3 トレーニングエリアの更衣室のみを使用する場合の基本使用料は、1人につき1日当たり110円とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が会議室を使用する場合の基本使用料は、この表に 定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考4の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 7 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

令和7年9月26日 規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、奥州湖交流館条例(平成26年奥州市条例第1号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

- 第2条 条例第6条第1項の許可を受け、又は許可を受けた事項を変更しようとする者(以下「申請者」という。)は、奥州湖交流館使用(変更)許可兼使用料減免申請書(様式第1号) を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者がトレーニングエリアの個人使用に係る許可を受けようとするときは、使用しようとする日までに口頭で許可を求めることができる。
- 3 前項の規定による口頭の許可を受けた申請者が許可を受けた事項を変更しようとすると きは、使用しようとする日までに口頭で変更を求めることができる。

(許可書の交付)

- 第3条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、 奥州湖交流館使用(変更)許可兼使用料減免決定通知書(様式第2号。以下「許可書」とい う。)を使用者に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による許可であるときは、当該許可の内容を 記載した書類を交付するものとする。

(許可書等の提示)

第4条 前条第1項の規定による許可書又は同条第2項の規定による書類(以下「許可書等」という。)の交付を受けた者は、奥州湖交流館の施設を使用しようとするときは、許可書等を市長に提示しなければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるとき は、市長が指定する期日に納付することができる。

(使用料の減免)

- 第6条 条例第10条の規定による使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)は、奥州市 公の施設使用料減免規則(令和2年奥州市規則第39号)の定めるところによる。
- 2 減免を受けようとする者は、奥州湖交流館使用(変更)許可兼使用料減免申請書を市長に 提出しなければならない。
- 3 市長は、減免を決定したときは、奥州湖交流館使用(変更)許可兼使用料減免決定通知書 を使用者に交付するものとする。

(使用料の環付)

- 第7条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付(以下「還付」という。)を行う場合は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第7条第2項の規定に基づき市長が使用の許可を取り消した場合

- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合
- 2 還付を受けようとする者は、奥州湖交流館使用料還付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、還付を決定したときは、奥州湖交流館使用料還付決定通知書(様式第4号)を使用者に交付するものとする。

(行為の禁止)

- 第8条 奥州湖交流館において、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、若しくは亡失し、又は用途外に使用すること。
  - (2) 秩序を乱し、他人に迷惑をかけること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理に支障がある行為

(施設等の汚損等の届出)

第9条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(読替え)

- 第 10 条 条例第 3 条の規定により奥州湖交流館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、この規則の規定中「市長」とあり、及び「奥州市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 2 条例第9条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、この 規則の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、奥州湖交流館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

23 附則第3項から前項までの規定による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る公の施設の使用料の減免について適用し、施行日前までの使用に係る公の施設の使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月25日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に 使用されるそれぞれの規則に係る公の施設の使用料について適用し、施行日前までに使用さ れるそれぞれの規則に係る公の施設の使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則(令和7年9月26日規則第28号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条、第6条関係) 奥州湖交流館使用(変更)許可兼使用料減免申請書 略

様式第2号(第3条、第6条関係) 奥州湖交流館使用(変更)許可兼使用料減免決定通知書 略

様式第3号(第7条関係) 奥州湖交流館使用料還付請求書 略

様式第4号(第7条関係) 奥州湖交流館使用料還付決定通知書 略